平成２３年（フ）第４０５号
札幌市北区北24条西18丁目１番21号　Bサンヒルズ201号
債務者　水越　信雄
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０６号
北海道石狩市花川南６条４丁目216番地
債務者　水越　吉子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５２号
札幌市北区あいの里３条10丁目12―15小山信彦方、住民票上の住所北海道江別市萌えぎ野西２番地の８
債務者　森田りよ子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５７号
札幌市中央区南４条西20丁目１番50号　円山ハイツ206号
債務者　酒巻　　巧
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６９号
札幌市手稲区手稲本町２条４丁目４番35号　エーアイ・ビル302号、申立時の住所札幌市手稲区前田９条10丁目３―11
債務者　渋谷　澄子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５２１号
札幌市西区発寒４条４丁目７番17号　コーポ豊Ｂ―10号
債務者　三上　英樹
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４１号
札幌市西区琴似１条１丁目６番８―605号
債務者　柏木　宣子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４９号
札幌市南区澄川３条５丁目４番26号　澄川３条ハイツ402号
債務者　小野　久美
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６０５号
札幌市中央区南10条西９丁目２番46―103号
債務者　鎌田　一正
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７０９号
札幌市東区北26条東18丁目１番21号　ホワイトガーデン101号
債務者　今谷　尚子（旧姓清野）
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０号
北海道北見市高栄西町８丁目１番４―301号
債務者　照井　京子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
青森県十和田市東十五番町22番17―８号
債務者　石橋　　太
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第３４５号
埼玉県新座市新座３丁目５番１―310号
債務者　新保ミチ子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３５６号
埼玉県鴻巣市松原４丁目５番17号
債務者　松坂　敬子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３５７号
埼玉県川口市本町３丁目11番10―301号　ライオンズマンション川口本町
債務者　吉田　順子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３９７号
埼玉県川口市中青木３丁目６番２―403号　ロマーヌ西川口第一、旧住所埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目１番33号　富士ハイツ106
債務者　寺村　高滋
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４０２号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地３―２―206
債務者　秋元　光能
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係